代表選手（国際大会派遣選手）選考規程

制定 令和 2 年 6月 14日

（目的）

第　1　条　国際大会でのメダル獲得に向けて代表選手（国際大会派遣選手）の選考基準を定める。

（適用範囲）

第　2　条　本規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下、当協会という）に所属する正会員、学生会員、全てに適用する。

（選考基準）

第　3　条　代表選手の選考基準は次のとおりとする。

（1）夏季デフリンピック

一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック派遣委員会（以下、デフリンピック派遣委員会という）が定める夏季デフリンピック日本選手団編成にかかる指針に照らし合わせ、当協会が大会毎に定める代表選手選考要項（基準）に基づいて公正なる選手選考を行い、デフリンピック派遣委員会へ推薦する。

（2）世界選手権大会等、その他の国際大会

夏季デフリンピック選考基準に準じる。その他、当協会が派遣団体となる国際大会については、最終選考は選考委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。

（資格条件）

第　4　条　代表選手選考の資格条件は次のとおりとする。

（1） 選考時点において、当協会の正会員、又は学生会員であること。

（2） 当該大会年度とその前年度の継続した2年以上、当協会の正会員、又は学生会員であること。

（3） 当該大会年度とその前年度の継続した2年以上、当協会強化指定選手として選手活動を続けていること。

（4） 前（1）（2）（3）の条件に関わらず、特に好成績が期待できる競技者については理事会の承認を得て、選考会に出場させる事が出来る。但し、その場合には当協会の会員になったうえで、２年分（前年度か当年度の年会費を支払い済みの場合には１年分）の年会費を納入しなければならない。

（5） 当協会が指定する選手選考会に出場していること。

（選考競技会）

第　5　条　代表選手選考の選考競技会は次のとおりとし、具体的な対象競技会は派遣対象競技会毎に当協会において定める。

（1） 日本デフ陸上競技選手権大会

（2） 一般財団法人全日本ろうあ連盟主催　全国ろう者体育大会

（3） 公益財団法人日本陸上競技連盟公認の競技会

（4） その他、当協会が定める陸上競技大会

（選考の手順）

第　６　条　代表選手選考の手順は次のとおりとする。

（１）　強化委員会は、選考期間満了時に代表選手候補の一覧表を選考委員会に提出し、選考委員会において最終選考を行う。

（２）　選考委員会から提出された代表選手一覧表を理事会にて承認し、決定する。

※　代表選手選考の最終決定がデフリンピック派遣委員会の場合は、（１）、（２）を経て、デフリンピック委員会へ推薦し、デフリンピック委員会が最終決定をする。

（不服申し立て）

第　７　条　最終選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（規程外事項）

第　８　条　この規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

（規程の改廃）

第　９　条　この規程の改廃は、当協会強化委員会で検討し、理事会に提出して承認を得て行う。

付　　則

この規程は令和2年6月14日から施行する。

令和２年７月２６日　　一部改訂